

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とすること。

（第一条関係）

第二 定義

一 「米穀等」とは、米穀及び米穀を原材料とする飲食料品（米穀並びに医薬品及び医薬部外品を除き、料理を含む。以下同じ。）であつて政令で定めるものをいうものとする。

二 「米穀事業者」とは、米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者をいうものとする。

三 「指定米穀等」とは、その流通及び消費の状況からみて、米穀事業者及び一般消費者が購入等に際し

てその産地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定めるものをいうものとする。

四 指定米穀等について「産地」とは、指定米穀等が米穀である場合にはその産地をいい、飲食料品である場合には当該飲食料品の原材料である米穀の産地をいうものとする。

（第二条関係）

第三 取引等の記録の作成

米穀事業者は、米穀等について譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しをしたときは、その名称（指定米穀等にあつては、その名称及び産地）、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所等に関する記録を作成しなければならないものとする。

（第三条第一項関係）

第四 米穀事業者間における産地情報の伝達

米穀事業者は、指定米穀等について他の米穀事業者への譲渡しをするときは、その包装、容器又は送り状への表示等の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該他の米穀事業者に伝達しなければならないものとする。

（第四条第一項関係）

第五 搬出、搬入等の記録の作成

米穀事業者は、米穀等について搬出、搬入、廃棄又は亡失をしたときは、第三により記録を作成しなけ

ればならない場合を除き、その名称、数量、年月日、搬出及び搬入をした場所等に関する記録を作成しなければならぬものとする。

（第五条関係）

第六 記録の保存

米穀事業者は、第三及び第五の記録を、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならぬものとする。

（第六条関係）

第七 一般消費者に対する産地情報の伝達

米穀事業者は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等に従って当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き、その包装又は容器への表示等の方法により、当該指定米穀等の産地を、一般消費者に伝達しなければならないものとする。

（第八条第一項関係）

第八 勧告及び命令

主務大臣は、米穀事業者が第七の規定を遵守していないと認めるときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるものとともに、勧告を受けた米穀事業者が、その勧告に係る措置をとらな

ったときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。こと。（第九条関係）

第九 報告及び立入検査等

一 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀事業者等に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。こと。（第十条第一項関係）

二 この法律における主務大臣は、物資の種類に応じ、取引等に係る情報の記録に関しては、農林水産大臣又は財務大臣とし、産地情報の伝達に関しては、内閣総理大臣・農林水産大臣又は財務大臣とするものとする。こと。（第十一条第一項関係）

第十 その他

一 この法律は、公布の日から起算して一年六月（産地情報の伝達の規定については、二年六月）を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。